*※本例は申請に当たって認定基準第１を満たしていることを示す確認資料の例として活用してください。*

**安全衛生優良企業の申請に当たっての宣言書（例）**

**当社は次のいずれの項目も満たしていることを宣言します。**

平成　　年　　月　　日

（申請者）

　企業名及び代表者氏名　　印

第１　企業の状況として満たしていることが必要な項目（必要項目）

１　労働安全衛生法等の違反の状況

1. 過去3年以内に労働基準関係法令の違反で送検されていないこと
2. 過去3年以内に労働関係法令に重大な違反が認められたことにより、行政機関から企業名の公表又は認定の取消しをされていないこと

※　次の例示のような労働関係法令の違反により行政機関から企業名の公表又は認定の取消しを指します。

・　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく勧告がなされ従わなかったことによる企業名の公表

・　障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく勧告がなされ従わなかったことによる企業名の公表

・　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に基づく勧告がなされ従わなかったことによる企業名の公表

・　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づく勧告がなされ従わなかったことによる企業名の公表

・　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく勧告がなされ従わなかったことによる企業名の公表

・　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく勧告がなされ従わなかったことによる企業名の公表

・　労働安全衛生法に基づく勧告がなされ従わなかったことによる企業名の公表

・　次世代育成支援対策法に基づく認定一般事業主の基準を満たさなくなったことによる認定の取消し

・　青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定事業主の基準を満たさなくなったことによる認定の取消し

1. 労働安全衛生法第98条に基づき、労働基準監督署長等から機械・設備の使用停止命令、作業の停止命令を受けたものがある場合には、現在、その改善措置を講じていること、又は命令が解除されていること
2. 現在、労働安全衛生法令の重大な違反についての是正指導を受けたものについて、改善がなされていない事実がないこと
3. 過去３年以内に長時間労働等に関する重大な労働基準関係法令※の同一条項に複数回違反したことがないこと

※　長時間労働等に関する重大な労働基準関係法令とは、以下の特定状況を指します。

・労働基準法（昭和22年法律第49号）第４条、第５条、第15条第１項及び第３項、第24条、第32条、第34条、第35条第１項、第37条第１項及び第４項、第39条第１項、第２項、第５項及び第７項、第56条第１項、第61条第１項、第62条第１項及び第２項、第63条、第64条の２（同条第１号に係る部分に限る。）、第64条の３第１項、第65条、第66条、第67条第２項の規定（労働者派遣法第44条（第４項を除く。）の規定により適用する場合を含む。）

・最低賃金法（昭和34年法律第137号）第４条第１項の規定

1. 過去３年以内に違法な長時間労働を繰り返し行う企業の経営トップに対する都道府県労働局長による是正指導の実施に基づき企業名が公表されていないこと
2. 労働保険の保険料の徴収等に関する法律に定められた労働保険料を直近２年度について滞納の事実がないこと

２　労働災害発生等状況（派遣労働者を含む）

1. 過去3年以内に法違反による死亡災害又は障害等級7級以上に相当する重篤な労働災害を2件以上発生させていないこと
2. 過去3年間の全ての年において、企業の各事業場ごとに休業1日以上の労働災害の発生率が、同業種の平均発生率（度数率）を下回っていること

（いずれかに○）

（　）当社は厚生労働省の公表する労働災害動向調査において度数率が公表されている業種の事業場を有しておりません。

（　）当社は厚生労働省の公表する労働災害動向調査において度数率が公表されている業種の事業場を有していますが、いずれも同業種の平均発生率を下回っています。※過去3年度数率の推移を示す書類を添付

1. 過去3年間の全ての年において、特殊健康診断の有所見率が全国平均を下回っていること

（いずれかに○）

（　）当社は有機溶剤業務等特殊健康診断の必要な業務をしておりません。

（　）当社は有機溶剤業務等特殊健康診断の必要な業務をしていますが、いずれも特殊健康診断の有所見率は全国平均を下回っています。※過去3年特殊健康診断の有所見率の推移を示す書類を添付

1. 過去３年間、作業環境測定を単位作業場所ごとに実施していること。また、その結果、第３管理区分と評価された単位作業場がないこと、又は、あった場合には、当該単位作業場の翌回の測定において第３管理区分以外に改善されていること

（いずれかに○）

（　）当社は作業環境測定の必要な業務をしておりません。

（　）当社は作業環境測定の必要な業務をしていますが、いずれの現場での作業環境測定の結果も上記基準を満たしています。※過去3年の作業環境測定結果の写しを添付

1. 直近事業年度において、企業内の労働者の労働時間の状況が次を満たすこと

・　雇用する労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第２条に規定する短時間労働者を除く。）の１人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数が、各月ごとに全て45時間未満であること

（以下の表に計算結果を記入）

|  |  |
| --- | --- |
| 直近事業年度 | 各月の時間外労働及び休日労働の時間数 |
| （　　　　）年度（　　　　年　月から　　　　　　年　月まで） | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 |
|  |  |  |  |  |  |
| 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 |
|  |  |  |  |  |  |

 ※小数点第１位以下は切り捨て

・　雇用する労働者であって、平均した１月当たりの時間外労働時間が60時間以上であるものがいないこと

（次の（　　）に該当人数を記入）

平均した１月当たりの時間外労働時間が60時間以上である労働者数　　　　　　　　（　　）人

３　その他優良企業として相応しくない事項

1. 過去3年間の企業活動において、「安全衛生に関する優良企業」としてふさわしくない問題を生じさせていないこと
2. 過去2年間に行政の立ち入り等により「安全衛生優良企業認定取消基準」に該当することが確認され、認定が取り消されたことがないこと
3. 過去3年間に安全衛生優良企業認定マーク、呼称等の不正使用がないこと